

第3回 立憲主義の基本原則(2)

【到達目標】 近代立憲主義の意義及びその歴史的展開について理解している。国民主権の正統性の契機と権力的契機の2つの側面について説明することができる。日本国憲法9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争及び2項にいう「前項の目的」をめぐる学説対立について理解している。自衛隊の合憲性について、政府見解を説明することができる。

【事前学修】 配布資料「憲法学へのいざない～日本国憲法の基本原則」を読んでおく。

4. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権 (sovereignty) には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という3つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

5. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9条2項にいう「前項の目的」とは、戦力不保持の範囲を限定する趣旨か、戦力不保持の動機を強調する趣旨か、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。

6. 立憲主義の意義と変遷

- ・ 立憲主義 (constitutionalism) とは、国家の権力行使は憲法に基づいて行われなければならないとする政治原理である。
- ・ 市民革命以後の近代立憲主義においては、国家による干渉はできるだけ少ないほうがよいと考えられた。国家の役割としては、警察や防衛等の必要最小限度のみが求められ、人権は、自由権を中心に考えられていた。
- ・ 資本主義の高度化に伴い、さまざまな弊害が顕在化した。それを解消するために、国家が積極的に国民生活に関与することが求められるようになった。

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、国民主権主義及び平和主義について整理する。

Quiz

Q3 日本国憲法における「主権」の概念に関する次のアからエまでの各記述について、誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

ア. 日本国憲法前文には「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる」とあるが、ここにいう「主権」は「国家の統治権」を意味する。

イ. 国民主権の意義を、国家が支配権力を行使する權威のより所（国家権力の正統性）が国民に由来することと解する立場からすると、国民主権の原理は、国家権力の行使が全国民の名の下で行われるべきことを意味するにとどまり、実際に国家の意思決定に国民の意思が的確に反映されるような仕組みを作ることまでは要請されない。

ウ. ポツダム宣言8項には「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とあるが、ここにいう「主権」は日本国憲法第1条にいう「主権」の意味とは異なる。

エ. 日本国憲法の国民主権原理が明治憲法の天皇主権の否定として表明されたものだという趣旨からすると、日本国憲法下において、少なくとも天皇は国民ではないことは明らかである。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

(平成18年司法試験)